

障害者支援課における医療的ケア児への 令和7年度の実施

(1)【障害福祉サービス等の状況について】

① 児童発達支援

- ・内 容 :未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の提供、集団生活へ集団適応訓練、その他必要な支援を行う。
- ・名 称(運営事業者)
 - :ほわわ品川(社会福祉法人むそう)(平成 29 年開設)
 - ミリミリ品川(一般社団法人 Ohana HOUSE)(令和4年開設)

② 放課後等デイサービス

- ・内 容 :就学している障害児が、授業の終了後、または学校の休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等、必要な支援を行う。
- ・名 称(運営事業者)
 - :ミント(株式会社 Y&N)(平成 31 年開設)
 - 放課後等デイサービスえがお(社会福祉法人恵正福祉会)
(令和元年 10 月開設)
 - ミリミリ品川(一般社団法人 Ohana HOUSE)(令和 7 年開設)
 - シーガル大森(SHOKI Care合同会社)(令和7年開設)

③ 品川区障害児通所支援事業運営補助金

- ・内 容 :区内の事業所で、事業所と週 1 回以上の定期的な利用契約を締結した区内在住の利用者(重症心身障害児および医療的なケアが必要な児童に限る。)が年度を通じて常時 6 人以上いること。
- ・実 績 :令和 6 年度 4 事業所
令和7年度 4 事業所

④ 重症心身障害児者等在宅レスパイト・就労等支援事業(平成 28 年度開始)

- ・内 容 :対象は、重症心身障害児者等で医療的ケアが必要な方や重度の障害で常時の見守りを必要とする方で、居宅等に看護師や介護人を派遣し、介護者である家族等が行っているたん吸引や経管栄養等の医療的ケアと、体位交換、食事介助等の療養上の世話を一定時間代替える。
- ・運営事業者:**訪問看護ステーション 22 社、居宅介護支援事業所3社**
(令和 8 年1月末現在)
- ・登録者:**42 人(令和 8 年 1 月末現在)**
- ・令和7年度からの変更内容:**利用時間の上限を年288時間に拡大**

- ⑤ 医療的ケア児地域生活支援促進事業(令和3年4月開所)
- ・内 容 :医療的ケアが必要な障害児と地域の子ども達との遊び場の提供、医療的ケアが必要な障害児親子の交流、つどいの場の提供、医療的ケアに関する相談
 - ・名 称(運営事業者)
:インクルーシブひろばベル(株式会社学研ココファン・ナーサリー)
 - ・現況:令和7年9月より、品川区立大原児童発達支援センター内に移設し、指定管理者株式会社学研ココファン・ナーサリーにより運営開始
- ⑥ 品川区重症心身障害者通所事業(平成24年6月開所)
- ・内 容:在宅の重症心身障害者の日中活動の場を確保することにより、家族とできるだけ長い間、地域社会の中で生活できるよう援護する。運動機能の低下防止のための訓練およびQOLを高めるための日常生活の提供を行っている。
 - ・名 称(運営事業者)
:重症心身障害者通所事業所ピッコロ(社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会)
 - ・定 員:6人
 - ・令和6年度から人工呼吸器利用者の受け入れ開始
 - ・令和7年度から延長対応開始
- ⑦ 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ・内 容 :医療的ケア児等コーディネーターとは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う。
 - ・実 績:7人(令和6年度)
13人(令和7年度)
 - ・活動実績:退院前カンファレンスに出席対象児1名
障害福祉サービスへつながったケース1名
(いずれも令和8年1月末現在)
- ⑧ 品川区障害者医療ショートステイ事業(令和3年4月開始)
- ・内 容 :在宅で療養し、医療的なケアが日常的に必要な重症心身障害児者等が、その保護者等による在宅での療養が一時的に困難になり、かつ、障害者総合支援法に規定する短期入所の利用が困難である場合に、医療機関における一時的受入れを行う。
 - ・実 績 :4件(令和6年度)
0件(令和7年度)委託先医療機関が7月で閉院のため
 - ・令和8年度「公益財団法人 河野臨牀医学研究所」と契約予定
- ⑨ 在宅の人工呼吸器使用者への非常用電源確保(令和4年4月開始)
- ・内 容 :在宅で人工呼吸器を装着している障害者で、品川区災害時個別支援計画を作成した方が非常用電源装置を購入する際の費用

を助成する。

- ・実績：2件（令和6年度）
6件（令和8年1月末現在）

⑩ 救急代理通報システム

- ・内容：「救急代理通報システム」を設置し、通報ボタンを押すことで、民間受信センターから派遣員が自宅へ駆けつけるとともに、必要に応じて救急車を要請する。
(令和6年度から)
 - ・人工呼吸器利用者にも対象を拡大
 - ・全世帯の利用料を無償化
- ・実績：利用者数 67件（令和6年度）
66件（令和8年1月末現在）

⑪ 福祉タクシー・自動車燃料費の助成(医療型短期入所利用者)

- ・内容：外出困難な医療的ケア児者等が医療型短期入所を利用するために必要なタクシーの利用料金または自動車燃料費の一部を助成する助成券を交付(月2万円)。区が委託したタクシー業者または区内の契約ガソリンスタンドで利用可。(令和7年7月開始)
- ・実績：交付人数 48人(令和8年1月末現在)

⑫ 介護タクシー利用補助券の交付

- ・内容：移動時に車いすやストレッチャー等を使用するため外出が困難な障害のある方の外出機会や生活圏拡大を目的として、介護タクシー利用料金の一部(予約料、迎車料、基本介助料)を補助する「介護タクシー利用補助券」を交付(月4回分)。(令和7年7月開始)
- ・実績：交付人数 752人(令和8年1月末現在)

(2)その他

①医療的ケア児支援ガイドブックの作成

- ・内容：別紙参照
令和8年3月に発行予定。

②ホームページの充実

内容：ホームページの充実を図るために、内容を検討中。

- ・ガイドブックの内容で更新された内容
- ・多目的ベッド、オストメイト等の設置先
- ・レスパイト入院が可能な病院リスト
- ・気軽に遊びに行ける場所 など

医療的ケア児者等への支援について

更新日：令和6年4月1日

医療的ケア児者等への支援について

令和3年9月、すこやかな成長と家族への支援を行うことで、安心して子育てができる社会の実現を目的として「医療的ケア児支援法」が施行されました。
品川区においても現在さまざまな医療的ケア児者等やご家族への支援を行っていますので、ご利用いただけるサービスや関連する情報についてご紹介いたします。

※医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為のことです。

1 医療的ケアに関する相談窓口

医療的ケアが必要な方（医療的ケア児者等）とその支援者等からの相談については、医療的ケア児等コーディネーターがお受けします。相談内容に応じ、医療・保健・福祉等の関係する機関の各種サービスの紹介および調整などを総合的に行います。まずは「障害者支援課障害者相談支援担当」へご連絡ください。内容をお伺いし、医療的ケア児等コーディネーターをご案内します。

医療的ケア児等コーディネーターの配置状況について

配置場所	所在地
品川区福祉部障害者支援課	広町2-1-36
東品川障害者相談支援センター	東品川3-1-8
南品川障害者相談支援センター	南品川3-7-7
重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」	八潮5-3-8

2 障害福祉サービスについて

- (1) 障害児者サービス情報および利用の流れや施設等について
 - ・子どもに関する情報については[子ども発達支援ガイドブック](#)をご覧ください。
 - ・大人に関する情報については[事業所紹介ガイドブック](#)をご覧ください。
- (2) 日常生活の援助について
日常生活の援助にかかる制度については[こちら](#)をご覧ください。
- (3) その他のサービス
 - ・重症心身障害児者等在宅レスパイト・就労等支援事業

3 保育園の入園等について

保育園の入園等に関する相談については[こちら](#)をご覧ください。

4 学校への入学等について

学校への入学等に関する相談については[こちら](#)をご覧ください。

5 災害時の備えについて

災害時の備えについて（詳細は[こちら](#)をご覧ください）

6 その他のサービス等について

- (1) **インクルーシブひろばベル**
医療的ケアが必要なお子様を中心とした障害児のあるお子様と保護者の方に地域の子ども達とインクルーシブな環境で、安全安心に過ごせる場所を提供し、仲間づくりや地域コミュニティへの参加を促進するとともに、子育てに関する相談支援を保護者の方に行っています。
- (2) **東京都医療的ケア児支援センター（別ウィンドウ表示）**
相談先にお困りご家族などからのお話をうかがい、関係機関と連携して、適切な支援につなげるための相談窓口です。
- (3) **医療的ケア児等支援関係機関連絡会**
医療的ケア児とそのご家族が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、地域の課題やその方策について、情報共有や意見交換を行っています。

お問い合わせ

障害者支援課 障害者相談支援担当

電話：03-5742-6711

FAX：03-3775-2000